

○市川市介護認定審査会の合議体に関する規則

平成 11 年 6 月 23 日規則第 55 号

改正

平成 12 年 3 月 31 日規則第 35 号

平成 22 年 12 月 16 日規則第 46 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 14 条の規定に基づき設置された市川市介護認定審査会の合議体（以下「合議体」という。）に関し、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。
一部改正〔平成 12 年規則 35 号〕

(合議体の会議の招集)

第 2 条 合議体の会議は、市川市介護認定審査会の会長が招集する。

(合議体の数)

第 3 条 合議体の数は、20 とする。
一部改正〔平成 22 年規則 46 号〕

(1 合議体の委員の定数)

第 4 条 1 合議体の委員の定数は、5 人以内とし、合議体ごとに会長が定めるものとする。
一部改正〔平成 22 年規則 46 号〕

(合議体の長の職務代理)

第 5 条 合議体の長に事故があるとき、又は長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日規則第 35 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 16 日規則第 46 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。